

平成 22 年度から公共工事は合法材しか使えません !

グリーン購入法に基づき国は H18 年から木材・木材製品については合法性を照明されたものしか購入しなくなりました。鹿児島県は H18~20 までは公共工事における努力目標とし、H21 年度は試行期間としておりましたが、今年度 (H22) からは合法性が証明された木材や木製品しか購入しないこととなります。「合法性証明」は従来の「JAS 証明」や「認証かごしま材証明」「県産材証明」等のように生産した認証工場の証明ではなく、流通にかかわった人 (会社) がそれぞれの責任において、「合法的に生産・加工された物」である事を証明する「書類」を発行しなければなりません。従って、証明を発行することのできる資格 (事業者認定) を取得しておかなければなりません。流通の途中に 1 人 (社) でも「合法性証明書」を発行できない人 (会社) がいると、その後は、合法材としては認められません。(トレイサビリティ)

公共工事に納材する時は仕入先が事業者認定であるかを必ず確認すると同時に自分自身も事業者認定を受けていなければなりません。当社は事業者認定を受けています。(鹿林材連認定第 16 号)

但し、建設会社は事業者認定を受ける必要はありませんが、発注者から要求があれば納入者からの証明書を提出できるように完成書類と一緒に保管していなければなりません。流通の段階で関わった人 (会社) も納品した製品の仕入先の証明書を一定期間保管しておかなければなりません。

工事が完了してから証明書を出せと言われても「合法材」の証明は出せません。発注する前に必ず「合法材」の証明があることを仕入先に伝えましょう。自分は認定業者であっても仕入先が証明できなければ、納入する材は「合法材である」と言うことを証明できません。もちろんその材料は違法材ではありませんが、勝手に証明書を出すと虚偽となります。

かごしま複合乾燥技術確立検討委員会が始まりました。

乾燥材生産の主流である高温乾燥は設備費用が高く KD 材の供給が少なく、需要者に迷惑をおかけしております。この度、23 年度までに鹿児島方式の乾燥技術を確立する研究会が始まりました。初期乾燥のみを高温で行い、後は自然乾燥や促進乾燥 (中温) で色目の良い乾燥材の供給を目指します。ご期待ください

【情報】

*地域の木材による家づくりセミナーが開催されます

日時	平成 22 年 2 月 3 (水)	9:30~12:00
場所	鹿児島県歴史資料センター黎明館講堂	
内容	地域材を利用した家づくり	住友林業株資材物流部 鶴澤 康彦氏 これからの木の家 東京大学大学院 教授 安藤 直人氏 木造住宅トップの住友林業木材調達責任者と木質構造研究会会長による講演です
主催	かごしまウッドテック・フォーラム	(財) 日本住宅・木材技術センター
問合せ先	県林務水産部 林業振興課木材係	Tel.099-286-3366、Fax099-286-5609

【定休日】

2 月は 6, 7, 11, 14, 20, 21, 28 日となります
3 月は 6, 7, 13, 14, 20, 21, 27, 28 日となります
ご協力をお願いします。

(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)

